平成２８年（フ）第１４８号
静岡県富士宮市山宮980番地の54
債務者　稲木　　稔
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１９８号
愛知県刈谷市一ツ木町７丁目17番地７　市営一ツ木西住宅Ｃ棟307号
債務者　近藤　嘉子（旧姓石川・伊藤）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第７地割98番地４　風張住宅16号
債務者　坂下　　博
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１９２号
岩手県滝沢市穴口444番地１　コーポ井上205号
債務者　前田　増穂
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２１５号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目10番６号　上原貸間　左号室
債務者　上江洲和樹
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２１６号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目10番６号　上原貸間　左号室
債務者　上江洲さやか
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２２９号
沖縄県中頭郡西原町字我謝815番地　メゾンライフ101号
債務者　前田　将太
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１７９号
名古屋市中川区中島新町３丁目1901番地　寺山パークハイツ105号
債務者　曽我　厚順
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８５号
函館市昭和３丁目29番11号　コーポ大國Ｎｏ．２　１－５
債務者　荷宮絵美子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第８号
北海道檜山郡江差町字新地町130番地２　コーポ佐藤１号棟　103
債務者　太田　靖彦
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第２４７３号
大阪府枚方市養父丘２丁目19番44号
債務者　島　　良太
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２８７号
大阪市住之江区柴谷２丁目１番３－1110号
債務者　山本千代美
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３４２号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番14号はっぴーらいふ新大阪311号
債務者　田伐　昭平（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４２７号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘４丁目12番地の１
債務者　上田　　寛
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４５５号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目24番３号
債務者　濱本惠美子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４５６号
大阪市港区築港２丁目４番２－805号
債務者　角南　賢二
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４５７号
大阪市港区築港２丁目４番２－805号
債務者　角南　邦子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部